

○浅麓環境施設組合職員の勤務を要しない時間の指定に関する
規則

平成元年3月15日

規則第1号

浅麓環境施設組合職員の勤務を要しない時間の指定に関する規則（昭和60年浅麓環境施設組合規則第2号）の全部を次のように改正する。

浅麓環境施設組合職員の勤務を要しない時間の指定に関する規則については、小諸市における職員の勤務を要しない時間の指定に関する規則（昭和63年小諸市規則第20号）を準用する。

この場合において規則中「市長」とあるを「組合長」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、準用規則中第2条第1項の「昭和63年11月6日を初日とする」を「平成元年3月26日を初日とする」に読み替えるものとする。